

6月8日(金)に子ども手当、児童手当を支給します

問合せ先 市役所こども育成グループ児童手当担当 ☎52-1111(内線362)

平成24年4月から子ども手当制度が児童手当制度に変わりました。平成24年2、3月分は子ども手当として、平成24年4、5月分は児童手当として支給します。

支給対象となる方には、個別に通知書を郵送しますので、確認してください。

児童手当現況届の提出を!

現況届は、毎年6月1日現在の状況を確認し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。現況届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、注意してください。

現況届は6月上旬に郵送します。届かない場合は連絡してください。

対象 本年5月まで児童手当を受給していた方

受付期間 6月1日(金)～29日(金)午前8時30分～午後5時15分(土、日曜日は除く)

受付場所 市役所3階こども育成グループ

※ただし、6月8日(金)～15日(金)の期間は、土日も含めて市役所1階に特設窓口を開設しますので、利用してください。

9日(土)、10日(日)の受付時間は午前8時30分～午後0時15分です。

※郵送による提出も受け付けます。(郵送料は受給者負担)

持ち物

- ・現況届様式
- ・【受給者が厚生年金などに加入している場合】受給者本人の健康保険証の写し
- ・【受給者および配偶者で平成24年1月1日に高浜市に住所がない場合】平成24年度(平成23年分)児童手当用所得証明書
- ・【外国籍の方のみ】受給者本人と支給対象児童の外国人登録証の写し(両面)

※そのほか、必要に応じて提出する書類がありますので、詳しくは問い合わせてください。



平成24年度からの児童手当制度の概要

支給対象の児童

中学校修了前の児童で、日本国内に住所がある、または留学中の児童

支給要件

日本国内に住所があり、支給対象となる児童を監護し、かつ、生計を同じく(維持)する養育者(父、母、父母指定者、未成年後見人、支給対象施設の設置者、里親など)

※次の方は相談してください。

- ・児童が留学中の方
- ・児童が児童福祉施設などに入所している方
- ・父母が海外在住で、父母の代わりに日本国内で児童を養育している方
- ・離婚協議中で父母が別居しており、児童手当の受給を双方が希望する場合
- ・未成年後見人
- ・里親

3月分まで子ども手当を受給していた方で、4月以降も引き続き児童手当の支給要件を満たす方は、5月分までの児童手当受給には、特別な手続きは不要です。

手当の月額

- ・3歳未満…1万5,000円
- ・3歳～小学生(第1子、第2子)…1万円
(第3子以降)…1万5,000円
- ・中学生…1万円

※平成24年6月分から所得制限が設けられ、所得制限限度額以上の方には特例給付として児童一人あたり月額5,000円が支給されます。

所得制限限度額表(単位:万円)

扶養親族等の人数	所得額
0人	622.0
1人	660.0
2人	698.0
3人	736.0
4人	774.0
5人	812.0

※扶養親族数は税法上の控除対象者をいいます。所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、上記金額に、1人につき6万円が加算されます。

※扶養親族等の数が6人以上の場合は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算してください。

支払時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までが支給されます。

※ただし、平成24年6月分は子ども手当分を含みます。